

名古屋市教育委員会定例会

令和3年4月15日

午後3時30分

教育委員会室

議 事

日程1 第1号議案 令和4年度使用教科用図書採択基本方針について

日程2 第2号議案 名古屋市いじめ対策検討会議委員の委嘱について

出席者

鈴木 誠 二 教育長

小 栗 成 男 委 員

船 津 静 代 委 員

鎌 田 敏 行 委 員

中 谷 素 之 委 員

教育次長始め、事務局員7名 ※傍聴者0名

※小栗委員は、日程2からの参加

(鈴木教育長)

それでは、ただ今から教育委員会定例会を開催いたします。

はじめに議事運営についてお諮りいたします。

議事日程第2「名古屋市いじめ対策検討会議委員の委嘱について」につきまして、名古屋市教育委員会会議規則第6条の規定に基づき、非公開にて審議したいと思います。

また、会議録につきましても、日程2につきましては、非公開としたいと思います、いかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(鈴木教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

(鈴木教育長)

ではこれより、日程第1、「令和4年度使用教科用図書採択基本方針について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(藤好指導室長)

それでは、第1号議案、令和4年度使用教科用図書採択基本方針についてお願い致します。

はじめに、令和4年度使用小学校・中学校及び特別支援学校用教科用図書採択方針についてでございます。

本市の義務教育諸学校で使用する教科用図書は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」に基づきまして、毎年8月31日までに「種目ごとに一種の教科用図書」を、教育委員会で採択することとなっております。

特別支援学級を含む、小学校・中学校、特別支援学校用教科用図書につきましては、小学校は令和元年度に採択替えを行い、令和2年度から実施しています。中学校は、令和2年度に採択替えを行い、令和3年度より実施しています。

無償措置に関する施行令第15条におきまして、採択替えを行った教科用図書を採択する期間は、4年間と定められております。従いまして、令和4年度につきましては、小学校及び中学校につきましては、令和3年度と同一のものを採択する、特別支援学校用教科用図書は、特別支援学校知的障害用教科用図書を採択する、さらに特別支援学級及び特別支援学校において使用する学校教育法附則第9条の規定による教科用図書は、児童生徒の特性に応じて採択する、ただし、小学校及び中学校用教科用図書と同一種目のものを使用する場合は、採択したものの中から選ぶものとするという方針を考えております。

ただし、中学校の社会（歴史的分野）の教科書については、文部科学省から「令和4年度使用教科書の採択事務処理について」の通知がありました。

通知文によると、自由社の「新しい歴史教科書」について、教科用図書検定規則に基づき、検定審査不合格の決定の通知に係る年度の翌年度に行われた再申請により、令和2年度に文部科学省の検定を経て、新たに発行されることになったこと、このことから無償措置法施行規則第6条によって、新たに発行されることになった教科の種目、つまり中学校社会（歴史的分野）のみ採択替えを行うことも可能であることなどが示されています。

この自由社の教科書は、現段階では見本本の発行予定もはっきりしておりませんので、令和4年度の中学校の社会（歴史的分野）の採択については、調査ができる状態となった折、改めて提案したいと思います。

特別支援学級および特別支援学校では、毎年、各学校において教科用図書研究協議会を設置し、校内で研究を行います。児童生徒一人一人の障害の特性に合わせた教科用図書について研究し、結果を教育委員会に報告し、採択するという流れをとっております。

続きまして、令和４年度使用高等学校用教科用図書採択基本方針についてお願いいたします。

義務教育で使用する教科用図書とは異なりまして、高等学校の教科用図書の採択方法につきましては、法令上で具体的な定めはございません。高等学校におきましては、学校によって課程及び学科の特性、さらには生徒の実態等が大きく異なっております。従いまして、それらの特性や実態に応じた適切な教科用図書を採択するために、議案２（１）にお示しさせていただきました採択基本方針を考えております。

説明は以上でございます。よろしくご協議いただきますよう、お願いいたします。

（鈴木教育長）

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

（鈴木教育長）

特にご意見も無いようですので、日程第１、「令和４年度使用教科用図書採択基本方針について」につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

（各委員）

異議なし。

（鈴木教育長）

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

（鈴木教育長）

次に、議事日程第２に移ります。これ以降の議事は非公開となりますので、よろしくお願いいたします。

日程第２は非公開とされたため、名古屋市教育委員会会議規則第１２条の規定により、会議録は別途作成。

午後４時１８分終了